

現場代理人及び主任技術者の緩和措置について

高崎市(上下水道事業を含む。)が発注した建設工事における、現場代理人及び主任技術者の配置について、工事現場の相互の距離が10km程度以内としていた条件を撤廃し、兼任の対象となる工事の要件を以下のとおりといたします。

複数の工事における現場代理人及び主任技術者の兼任要件

ア 工事がいずれも高崎市(上下水道事業を含む。)が発注した工事であること。

イ 兼任する工事毎の請負金額(消費税及び地方消費税を含む。)が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満であること。

ウ 特記仕様書等に現場代理人の兼任ができない旨の記載がないこと。



1 現場代理人と主任技術者を兼務で配置する場合

兼任できる件数:2件の工事まで兼任可

2 現場代理人と主任技術者を別々に配置する場合(ただし、現場代理人は常駐)

兼任できる件数:同一の主任技術者が3件の工事まで兼任可

※落札後に配置できる技術者がいないことが判明した場合は、指名停止となりますのでご注意ください。

適用時期:令和8年7月以降の入札案件から適用

※適用時点で既に契約・着工している工事についても、同様に適用します。